

別表十二(二)
「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
投資事業有限責任組合の名称	1			当期積立額	4
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平・		適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者の 株式の帳簿価額の合計額	5
				積立限度額	6
				(5) × $\frac{80}{100}$	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平・ 平・		積立限度超過額	7
				(4) - (6)	

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の43の2第1項」※1又は「第68条の43の2第5項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10525」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額（「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三)
平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分